



県政・市政ニュース

そがべ久美子 坂本勝司



Democratic Party For the People

2019年5月13日発行
第104号

平成30年6月に成立した「改正災害救助法」に基づき 内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けました

改正災害救助法施行（平成31年4月1日）に伴い、横浜市は内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けました。



救助実施市について

平成30年6月に「改正災害救助法」が成立し、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に法に基づく救助主体に指定できる『救助実施市制度』が創設されました。救助実施市に指定されることにより、大都市としての総合力を活かし、避難所運営や仮設住宅の供与等の救助活動を、より柔軟・迅速・円滑に実施できるようになります。



都道府県知事
による調整

都道府県

市町村

救助実施市
(指定都市の
中から指定)

財源負担は
国と都道府県

避難所の設置
応急仮設住宅の供与等

財源負担は
国と救助実施市
(指定都市の中
から指定)



※4月1日指定の都市：仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

国民民主党

神奈川県第5区戸塚区支部



乃木 涼介

神奈川県参議院総支部長

くらしの声を聴かせ下さい!



所がべ久美子事務所
〒244-0003
戸塚町 3993
TEL 869-4559
Fax 869-4560

神奈川県議会議員
所がべ 久美子



坂本勝司事務所
〒244-0003
戸塚町 200-4
TEL 869-0702
Fax 864-8568

横浜市議会議員
坂本 勝司

1. あなたのお住まいは何町ですか?

2. 戸塚区において、実現してほしい事と、変えてほしい事などがありましたら自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございます。点線で切り取り、FAXにてご連絡ください。



神奈川県では、自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等を柱とした条例を制定いたしました。

この条例に基づき、被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担の軽減、自転車利用者による自転車安全利用の実施に向けて取り組んでまいります。

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

1 目的

県内における自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等（※）の加入義務化を柱とした条例を制定する。

2 内容

(1) 自転車の安全適正利用のための取組み

県、県民、自転車利用者等の責務や取組みについて規定する。

ア 県による総合的な施策の策定・実施と県民等への情報の提供・支援

イ 県の施策に対する県民、事業者、交通安全団体の協力

ウ 自転車利用者による自転車安全利用の実施

(2) 交通安全教育の実施

学校、家庭等における交通安全教育について規定する。

ア 学校における交通安全教育、指導・啓発

イ 自転車通勤の従業員に対する自転車安全利用の教育・啓発

ウ 幼児、児童及び高齢者へのヘルメット等の着用

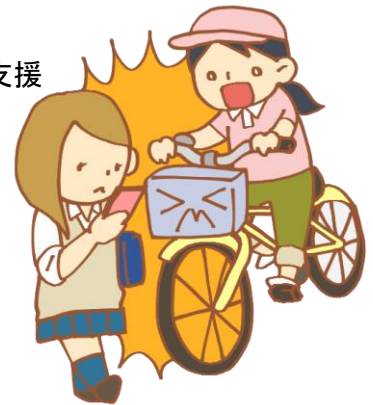
(3) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化

自転車利用者等に自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付けるとともに、自転車小売店や学校における加入の確認について規定する。

ア 自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者の保険加入義務

イ 自転車小売等業者による自転車購入者等の保険加入の確認

ウ 学校における自転車通学者の保険加入の確認



3 施行期日

平成31年4月1日。

ただし、2(3)については平成31年10月1日。

※自転車損害賠償責任保険等

自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

自転車向け保険のほか自動車、火災保険の特約（個人賠償責任保険）、PTA保険、

TSマーク付帯保険などがある。